

福山市地域福祉計画2027策定支援業務について、委託業者を選定する公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）2月20日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

福山市地域福祉計画2027策定支援業務

(2) 業務内容

福山市地域福祉計画2027策定支援業務委託仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

2 委託費

委託費の上限は、4,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施できる法人等であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措

置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に、国又は地方公共団体が策定した保健・福祉に係る行政の基本計画策定等に関する業務の受託実績を有すること。

4 評価基準及び評価項目

福山市地域福祉計画2027策定支援業務委託プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

福山市地域福祉計画2027策定支援業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎3階）

福山市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話：084-928-1061（直通）

FAX：084-927-7133

E-mail：fukushi-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）2月20日（金）
募集要項等の配付期間	公告の日から同年3月6日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	公告の日から同年2月26日（木）午後5時まで
質問に対する回答期限・ 回答方法	2026年（令和8年）3月2日（月） 福山市ホームページに掲載します。
参加申込書、資格要件に 係る書類等の受付期間	公告の日から同年3月6日（金）午後5時まで

資格審査結果の通知及び 企画提案書等の提出要請	2026年（令和8年）3月11日（水）
企画提案書等の受付期間	2026年（令和8年）3月12日（木）から 同年3月23日（月）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）の実施	2026年（令和8年）3月27日（金）
審査結果の通知	2026年（令和8年）3月30日（月）

(3) 募集要項等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）2月20日（金）から同年3月6日（金）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所

上記(1)に同じ。

ウ 配付方法

上記(1)の場所での交付又は本市ホームページに掲載

(4) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

(5) 評価点が同点となった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積り合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

(3) このプロポーザル案件は、2026年（令和8年）3月議会で関係予算の議決を得ら

れなかったときは、取り消すものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、募集要項に定めるところによる。